

松江市いじめ防止基本方針

<令和7年度>

松江市

目次

はじめに

第1章 松江市のいじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P1～P5	
1 基本理念		
2 いじめの問題の理解		
(1) いじめの定義	(2) いじめの構造	
3 いじめの防止に向けた方針		
(1) いじめの防止等の対策の基本方針		
(2) いじめの問題に対する責務及び役割		
第2章 いじめの防止等のために松江市が実施する施策	P6～P10	
1 いじめの防止等のための基本施策		
2 組織の設置		
(1) 松江市いじめ問題対策連絡協議会の設置		
(2) 松江市いじめ問題対応専門家会議の設置		
(3) 重大事態の再調査を行う市長の附属機関の設置		
3 松江市における具体的な取組		
(1) 啓発活動の推進	(2) 相談体制の整備	
(3) 救済制度の広報及び財政的措置について		
(4) インターネットを通じて行われるいじめ等の対策		
4 教育委員会の取組		
(1) いじめの未然防止	(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置・対処	(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関等との連携	(6) 学校評価・教員評価の実施	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	P11～P16	
1 学校いじめ防止基本方針の策定		
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置		
3 いじめの防止等の取組		
(1) 基本的な方針	(2) いじめの未然防止	
(3) いじめの早期発見	(4) いじめに対する措置	
(5) 地域や家庭との連携	(6) 年間計画	
第4章 重大事態への対応	P17～P21	
1 重大事態の発生と調査（法第28条）		
(1) 重大事態の意味	(2) 重大事態の報告と調査	
(3) 重大事態の調査主体	(4) 調査を行うための組織	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施		
(6) 調査結果の提供及び報告		
2 松江市長による再調査及び措置		
(1) 再調査	(2) 再調査を行う附属機関の設置	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等		
3 重大事態への対処		
(1) 教育委員会の対応	(2) 留意事項	(3) 教育委員会から国への報告
4 重大事態対応のフロー図		
資料 令和6年度 松江市におけるいじめの認知状況について	P22～P26	

松江市いじめ防止基本方針

はじめに

未来を担うこどもたちが、松江の豊かな自然や歴史、あたたかな人情の中で心身ともに健康で個性豊かに成長すること、そして責任ある大人になることは私たち松江市民共通の願いである。

しかし、そのこどもたちを取り巻く環境にも大きな課題がある。全国各地においていじめによりこどもが自らその命を絶つという痛ましい事件が発生するなど、憂慮すべき状況にある。いじめの問題の解決は、我が国の教育における大きな課題となっている。

いじめの問題はこどもの人権に関わる深刻な問題である。そして、大人社会の問題としての体罰や虐待、様々なハラスメント等と同様に、こどもたちの不満やストレスが要因となり起こることが多い。いじめの問題は、人が生きるにあたって直面する現実の問題である。

他人の痛みを我がこととして手をさしのべる心、断固として暴力を許さない強い意思、多様な他者を受け入れる寛容な態度など、こどもの手本となるよう人権意識を高めていくことが真に大人に求められている。

こどもは松江市の未来を創る。安心して豊かに生活できる将来の社会や集団を築く推進者である。いじめを生まない、いじめを許さない教育環境づくりを社会全体で進めていかなければならない。

松江市は、「日本国憲法」「子どもの権利条約」さらに「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条」の規定に基づき、「松江市いじめ防止基本方針」を策定する。

この基本方針は、市全体で取り組むための基本事項を定めるとともに、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進することにより、いじめの問題の未然防止と解決を目的とする。

なお、この基本方針は状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

第1章 松江市のいじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 基本理念

- 『DREAMS from MATSUE ～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～（松江市教育大綱）』に基づき、誰もが多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることをめざす。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

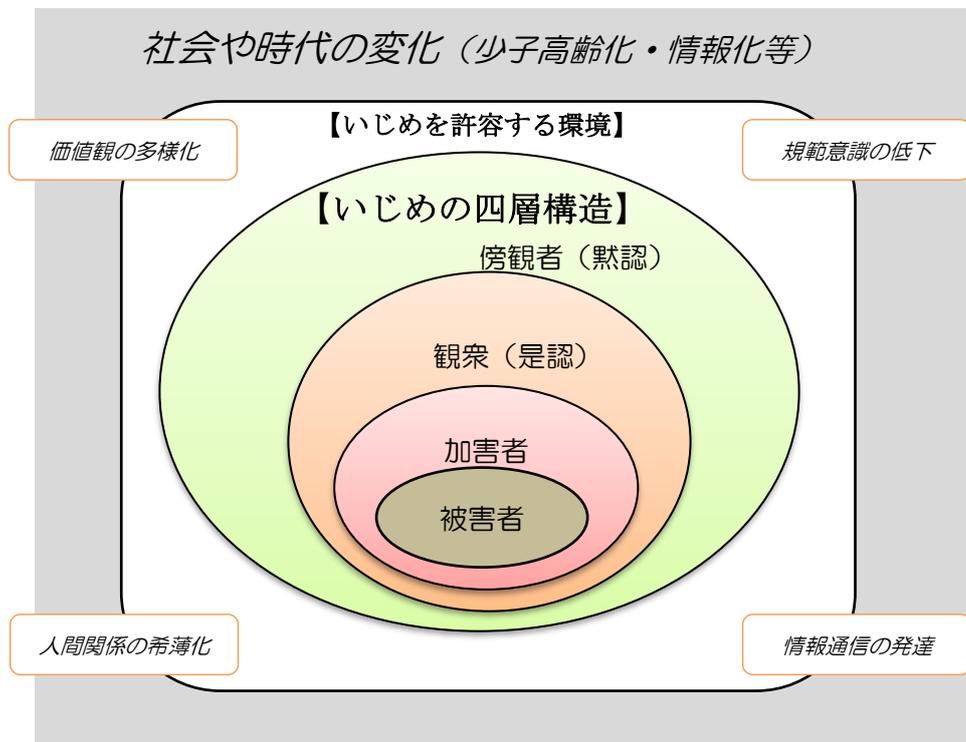
2 いじめの問題の理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

- ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、放課後児童クラブや社会体育活動等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ※ この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。

(2) いじめの構造



【いじめの四層構造】

いじめの問題は、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」と呼ばれる存在がある。「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在といえる。この四つの層は、集団の行動の在り方と大きく関係している。

集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されることが重要である。

【いじめを許容する環境】

学校をはじめとする社会における様々な集団において、教師や大人の関わりが不十分、不適切なためにいじめの問題の発生や深刻化につながることもある。集団を統率する教師や大人の資質や能力、組織的な対応力等を高め、いじめを許容しない環境をつくることが重要である。

【社会や時代の変化】

いじめの問題を深刻にしている背景として、上記に示すいじめ特有の構造に加え、少子高齢化・情報化といった社会の急激な変化に伴う価値観の多様化、規範意識の低下、家庭内のコミュニケーションの不足や周囲との人間関係の希薄化等の課題が考えられる。

このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりで取り組んでいく必要がある。

3 いじめの防止に向けた方針

(1) いじめの防止等の対策の基本方針

① いじめの未然防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」との認識をもち、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止の取組」を行うことが何よりも重要である。全ての児童生徒がいじめに向かうことなく心の通う人間関係を構築できる社会性のある人間へ成長するよう促し、いじめを生まない土壌を作るためには、学校をはじめとする関係者が一体となった継続的な取組を行う必要がある。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめは決して許されない」という意識を育て、豊かな情操や道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育むことが必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止に役立つものとする。さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することが重要である。

② いじめの早期発見・対応

いじめの問題には「早期発見・対応」が重要であり、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づき対応していくことが大切である。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることや、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候やサインを見逃さず、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的にいじめの認知をすることが大切である。さらに、いじめの早期

発見のためのアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、学校・家庭・地域が連携して児童生徒を見守る体制をつくる必要がある。

③ いじめへの対処

いじめ事案が確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を図る。

そのため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員のみで対処することがないように「学校いじめ対策組織」を活用するなど、学校における組織的な対応が可能となるような体制の整備を行う。

④ 学校・家庭・地域の連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域の連携が必要である。PTA等の保護者組織や地域の関係団体等と学校関係者が、実質的な連絡や協議ができる場を確保し、積極的に連携を図るとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題への対応の方針等についても家庭・地域と十分協議する。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、日常的に学校と関係機関とで情報共有のできる体制を構築しておくことが必要である。

(2) いじめの問題に対する責務及び役割

いじめの問題を取り囲む自治体、学校、保護者、児童生徒、地域及び関係機関等の各主体の責務及び役割については、次のとおりである。

【市の責務】

- ・ いじめの防止対策等基本方針を定め、必要な施策を総合的に講ずる。
- ・ 関係機関との緊密な連携のもと必要な体制を整備する。
- ・ いじめの防止等のための適切な財政的措置を講ずるよう努める。
- ・ 学校におけるいじめの実態の把握と適切な措置を講ずる。
- ・ 市民に対していじめの防止等に関する啓発を行う。

【学校の責務】

- ・ 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ・ 校長の強力なリーダーシップのもと「いじめは絶対に許されないこと」「いじめられる側にも問題があるという見方は間違いであること」「いじめられている児童生徒を守りぬくこと」を表明する。
- ・ 教育活動全体を通じて、自他の生命を大切にする心、人権意識、公共心及び道徳的実践力等を育成し、より良い人間関係づくりの実践的な取組を行う。
- ・ いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を図るため定期的なアンケートや相談窓口の設置等、児童生徒の声を大切にした教育相談体制を整備する。
- ・ いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係機関等との連携を図る。
- ・ いじめが発生した場合には、解消のための早急な対応と被害者及び加害者双方の適切な救済、関係の修復を図る。また、双方の保護者との適切な意思の疎通を図る。

【保護者の役割】

- ・ こどもへ愛情を注ぎ、心情理解や安心して過ごせる家庭環境づくりに努める。
- ・ 他人に対する思いやりや規範意識、自立心等の道徳性を培う。
- ・ いじめに対する認識を高め、日頃からこどもへの適切な指導と見守りを行う。
- ・ こどもの見守り等、学校が行ういじめの防止等の取組に協力する。
- ・ いじめを発見、いじめの疑いを認めた場合は速やかに学校、市又は関係機関へ相談又は通報する。

【児童生徒の役割】

- ・ 自分を大切にし、他の人も同じように大切にする。
- ・ より良い人間関係をつくり、いじめのない、明るい生活を送る。
- ・ いじめを受けた場合は、一人で悩まず家族、先生、友達、関係機関等へ相談する。
- ・ いじめがあると思われる場合は、当事者に声をかけたり、周囲の大人に積極的に相談したりする。

【地域・関係諸機関の役割】

- ・ 松江市の児童生徒が安心して暮らせる環境づくりを行う。
- ・ いじめの兆候を把握した場合は、学校、市、関係機関等に情報を積極的に提供するとともに、連携していじめの解決に努める。
- ・ 児童生徒の健全育成に係わる関係諸機関は相互に連携し、いじめの根絶に努める。
- ・ 地域社会全体で児童生徒に関心を向け、いじめの芽を摘む風土を醸成する。

第2章 いじめの防止等のために松江市が実施する施策

1 いじめの防止等のための基本施策

市は、松江市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

具体的には次の7つの基本施策に基づき、いじめの防止等のための対策を行う。

<基本施策>

- ① 全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」の取組推進
- ② 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の強化
- ③ 相談体制等の整備による「いじめの早期発見・早期対応」の取組
- ④ 「学校いじめ対策組織」を活用した適切な初期対応・組織対応の推進
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめ等の対策の推進
- ⑥ 教職員の資質の向上及び人材の育成・確保
- ⑦ いじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の有効活用

市は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。

また、教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等による学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

さらに、保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、家庭への支援を行う。いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を行う。

2 組織の設置

(1) 松江市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、市立学校、教育委員会の職員、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察、弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体などから構成される、「松江市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 松江市いじめ問題対応専門家会議の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき連絡協議会との円滑な連携の下に、松江市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うための附属機関として、「松江市いじめ問題対応専門家会議」（以下、「専門家会議」という。）を設置する。

この専門家会議は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合に、学校の設置者が置く調査を前提とした組織とし、弁護士、精神科

医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成するなど、その公平性・中立性を確保する。

（３）重大事態の再調査を行う市長の附属機関の設置

法第２８条第１項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第３０条第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「松江市いじめ問題調査委員会」を設置して、再調査を行わせる。

委員会は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する。調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成するなど、その公平性・中立性を確保する。

３ 松江市における具体的な取組

（１）啓発活動の推進

- ① 松江市いじめ防止基本方針の作成（改定）と周知
- ② いじめ防止啓発月間（４月及び１１月）
 - ・ 関係各課が連携した広報啓発活動の実施
- ③ いじめの問題に関する連絡会等の開催
 - ・ 関係諸機関との連携
 - ・ 市民活動団体等との連携

（２）相談体制の整備

- ① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備
 - ・ 電話やメール等、いじめの通報や相談を受け付ける体制整備と周知
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用と周知
 - ・ 県教育委員会（教育センター等）との連携
- ② いじめ相談電話の設置

●松江市いじめ相談電話ホットライン（通称：いじめホットライン）
生徒指導推進室内（５５－５０４８）

- ③ その他の相談窓口の設置

※ 生徒指導推進室（５５－５６５２）
※ 青少年相談室（２１－７８６７）
※ 青少年支援センター（０８００－２００－２７００）
※ 人権男女共同参画課（学校人権教育係 ５５－５４２５）
※ こども家庭支援課（５５－５４８４）
※ 市民生活相談課（伺います係 ５５－５１２６）

- ④ 相談内容に応じた組織的な対応の推進
（生徒指導推進室・青少年支援センター）

（３）救済制度の広報及び財政的措置について

- ① 関係諸機関（児童相談所、法務局他）との連携による広報活動の実施
- ② 国及び島根県に対して適切な措置を講ずるよう要請する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

- ① 学校・家庭・地域が連携・協力して、児童生徒に対する情報モラルや情報活用能力に関する指導が推進されるよう支援を図る。
- ② 児童生徒及びその保護者、学校関係者等が、インターネット等の利用の中で、誹謗、中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得た時は、すみやかに学校又は教育委員会に報告することを呼びかけ、相互に見守る仕組みを整備する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめが認知された場合に学校が適切に対応することができるよう警察とも連携し情報提供を行う。
- ④ 松江市「子どもとメディア」に関する協議会との連携により、インターネット等に関する最新情報や危険性、トラブルへの対策等について周知・啓発を行う。
- ⑤ 学校が児童生徒、保護者等に対して行う研修会等へ講師紹介等の支援を行う。

4 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

【いじめ問題に関する教育の推進】

- ・ 児童生徒が道徳教育をはじめとする教育活動全般において自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の推進
- ・ いじめの理解・啓発に向けた「いじめ防止キャンペーン」の実施
- ・ PTA等との連携の上、インターネット等の利用に関する研修会の開催

【教職員研修の充実】

- ・ 人権教育の推進（人権感覚を高めるための教職員研修）
- ・ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、いじめ事案の実態から学ぶ研修やいじめの防止等のための対策に関する教職員研修を年に複数回実施

【いじめを発生させない組織づくり・取組】

- ・ 「絆づくり」「居場所づくり」のための人間関係づくり(集団づくり)の取組の推進
- ・ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備
- ・ 小中一貫教育の推進（学園で取り組む魅力ある学校づくり、学級づくり）
- ・ 「アンケートQ-U」⁽¹⁾を活用したより良い学級集団づくり
- ・ 学校における定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実

(1)「アンケートQ-U」・・・学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定するもの

(2) いじめの早期発見

- ・ 「いじめ」に関する報告書の活用による迅速な情報の把握と学校との連携の推進
- ・ 児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談の実施や取組状況の把握
- ・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」⁽²⁾による成果や課題の確認と次年度の取組への活用
- ・ 教育委員会におけるいじめの報告窓口の明確化

- いじめ問題対応の手引き等を活用した教職員研修の実施
- インターネットを通して行われるいじめ防止に向けた取組の推進
- いじめ電話相談、教育相談、スクールカウンセラー体制の整備等
- 保護者や地域への啓発活動や研修会の実施
- 「アンケートQ-U」を活用したいじめの早期発見

(2) 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」・・・学校で進めているいじめへの対応の定期的な振り返り

(3) いじめに対する措置・対処

【当該学校に対する支援】

- 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し、必要な支援を行う。具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を派遣したり、警察等関係機関との連携を図ったりする。早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的視点から組織的対応ができるよう支援する。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

【出席停止措置等の活用】

- いじめを行った児童生徒の状況その他の事情に鑑み、必要と認める場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む。）の規定に基づきその児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- 特に、いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、その児童生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

【学校相互間の連携協力体制の整備】

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、学校相互間の連携協力体制を整備し、いじめの解決の対応を図る。

【警察との連携についての指導・助言】

- いじめ事案において、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような場合には、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること、また、その対応についてあらかじめ保護者に周知しておくことを学校に指導、助言する。

※いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）【R5.2.7付 4文科初第2121号】

(4) 地域や家庭との連携

- 学校・家庭・地域が協働した「よこの一貫教育」の推進（学園教育推進会議や地域学校協働本部、学校運営協議会との連携）
- 保護者へのいじめの問題の理解の促進（広報活動、PTA研修会の実施）
- 社会体育等の指導者へのいじめの問題の理解の促進

- 児童生徒の権利擁護等に関する活動を行う民間団体との連携
- 市民の交流や相談活動の場である公民館と連携を図り、就学前のこどもの保護者についても支援体制や相談体制づくりを行う。

(5) 関係機関等との連携

- 島根県中央児童相談所、松江地方法務局、島根県弁護士会、松江警察署、医療機関、民間団体等との連携を図る上から、日ごろの情報交換や定期的な連絡会議等を開催する。
- 松江市青少年健全育成連絡協議会や学校警察連絡協議会等との連携を図りながら、いじめ等の生徒指導上の問題の解決をめざした取組を進める。
- 他県他市との連携により情報を得ながら、いじめ問題に対する取組の改善に生かす。

(6) 学校評価・教員評価の実施

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう指導や助言を行う。
- 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。その際、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導や助言を行う。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づいて、国や島根県の基本方針、松江市で策定された基本方針を参考にして、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定し、いじめの防止等の取組を実効的かつ組織的に行う。その際、校長の強力なリーダーシップのもとで、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ① 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

また、学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談や保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

さらに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携を踏まえ、学校基本方針策定に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある学校基本方針にする必要がある。

<策定にあたっての留意事項>

- 学校基本方針の策定や見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにする。
- 児童生徒と共に学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は法第22条に基づいて、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。（以下「学校いじめ対策組織」という。）

学校いじめ対策組織は、いじめ問題について特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待される。

<学校いじめ対策組織の役割>

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの相談や通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有及び関係の児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害を受けた児童生徒に対する支援や加害の児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する役割
- ・ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめの未然防止や早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

3 いじめの防止等の取組

(1) 基本的な方針

- ・ 校長の強力なリーダーシップのもと、各取組が実施されるようにする。
- ・ .いかに些細な内容であっても「いじめの定義」に基づいた状況の把握と適切な対応・報告を行うようにする。
- ・ 児童生徒、保護者等からのアンケートや各調査(いじめ認知件数、不登校人数、問題行動等件数)等から実態を把握し、方針を決定する。
- ・ 各校の課題に対して、組織的かつ計画的な取組になるようにする。

(2) いじめの未然防止

【いじめ問題に対する教育の推進】

- ・ 道徳教育をはじめとして児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ・ 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

【人権教育の推進】

- ・ 児童生徒が自分や他人の人権について学び、理解を深め、人権擁護や救済制度等についての学習(法務局や弁護士会による法教育等)を進める。
- ・ 人権尊重及び差別解消への意欲や実践力を高める教育活動を推進する。

【インターネットを通じて行われるいじめの防止】

- ・ 情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ・ 一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。インターネット上の一つの行為がいじめの被害者ととどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、民事上又は刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。

【いじめを発生させない組織づくり】

- ・ 「アンケートQ-U」を活かしたより良い学級集団づくりを進める。
- ・ 学校の実態を適切に把握し、「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、学校がいじめ問題への対応を自己評価しながら充実させる。

【特別な支援や配慮が必要な児童生徒への対応】

- ・ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事

故により避難している児童生徒等、配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援と周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの早期発見

【児童生徒の状態の把握】

- ・ 常にいじめを意識、点検し、普段と違う様子や行動に気を付ける。
- ・ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあり背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【相談しやすい体制づくり】

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、その児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し迅速に対応することを徹底する。
- ・ 被害を受けている児童生徒が、仕返しを恐れるあまり暴力行為やいじめ等を否定したり申告しないことも少なくないことに留意する。
- ・ 日頃から保護者との連携を密にし、相談しやすい校内体制づくりをめざす。

【アンケート等の活用】

- ・ 「アンケート Q-U」、定期的ないじめに係るアンケート等、客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの早期発見をめざす。
- ・ いじめに係るアンケート等に、ネットいじめに関する質問項目を設け、インターネットを通して行われるいじめの早期発見に努める。

(4) いじめに対する措置

【組織としての情報共有】

- ・ 学校は、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。
- ・ 法第23条第1項に基づいて、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・ 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。
- ・ 好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能で

る。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

【いじめの認知と対応方針の決定】

- 学校いじめ対策組織において情報共有を行い、事実関係の確認の上、適切にいじめの認知を行う。また、組織的に対応方針を決定する。
- 各教職員は、方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- 重大事態と判断した場合は、教育委員会からの指示に従い、必要な対応を図る。

【児童生徒への指導・援護】

- 被害を受けた児童生徒を徹底して守り通す。児童生徒の状況に合わせた継続的な心のケアを行う。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- 加害の児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で「いじめが決して許されない行為であること」「いじめを直ちに止めること」を指導する。
- 児童生徒への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。
- 加害の児童生徒以外についても、児童生徒全体で加害行為を黙認しない態度を共有するなど、必要に応じて集団的な指導を行う。

【いじめ解消の判断】

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

② 被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめの被害を受けた児童生徒及び加害の児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【いじめの対応の検証】

- 校内のいじめの取組を教職員でふり返る。特に、年間を通していじめの認知が0件であった場合は、その事実を児童生徒や保護者向けに公表するなどして、検証を仰ぐことで校内のいじめ対応が適切であったか確認する。

(5) 地域や家庭との連携

- 地域や保護者の代表が学校基本方針の策定に参画できるように努める。
- 法や学校いじめ防止基本方針の周知を図り、学校の取組に協力を得られるようにする。
- いじめの防止の啓発活動に加え、相談窓口の紹介や救済制度等の周知にも取り組むようにする。
- いじめ等の問題について、保護者が地域の人に相談しやすい環境をつくるために日頃から公民館等と連携する。

(6) 年間計画

- いじめの防止に係る教職員の研修や、保護者や地域との連携した取組を年間計画に効果的に位置づけるようにする。
- 「人間関係づくり」等の取組を教育課程に位置付ける等、いじめの防止の取組をプログラム化し、年間指導計画を作成すること等が考えられる。
- 年間計画の取組がPDCAサイクルにより、現在の学校の実態や課題に則した、より実効性の高いものになるよう留意する。

第4章 重大事態への対応

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（第1号）

＜具体的な例＞

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（第2号）

＜相当の期間とは＞

年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と相談するなど、丁寧に対応することが必要である。

※児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあった時は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

(2) 重大事態の報告と調査

学校 → 教育委員会 → 市長

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

報告を受けた教育委員会はこれを市長に報告する。

重大事態に係る調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月 文部科学省）」に沿って対応する。

(3) 重大事態の調査主体

重大事態の調査は、教育委員会または学校が行い、調査主体の判断は、教育委員会が行う。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、不登校重大事態については、原則として学校主体の調査を行う。

(4) 調査を行うための組織

調査の公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるようにする。重大事態の調査主体は、①学校が主体となるか、②教育委員会等が主体となるかの判断を教育委員会が行うが、様々な状況に応じて、以下のような調査組織を設置する。

① 学校が主体となっていく場合

●学校いじめ対策組織方式

法第22条に基づく学校いじめ対策組織のほか、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラーなどの専門家を参画させた調査組織。

●第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。事務局業務は学校内の職員が担う。

② 教育委員会が調査する場合

●教育委員会等方式

教育委員会に、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラーなどの専門家を参画させた調査組織。

●法第14条第3項に基づく教育委員会の附属機関「専門家会議」を招集した調査組織。

●第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。事務局業務は教育委員会が担う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものである。法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに在籍する児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。
- いじめられた児童生徒に対しては、状況にあわせた継続的なケアを行い、事情や心情を調査する。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該の児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、在籍する児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自死の背景調査における配慮事項)

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して、詳しい調査の実施を提案する。
- 遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 詳しい調査を行うにあたり、調査の目的、目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等についてできる限り遺族と合意しておく。
- 背景調査では、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集するとともにそれらの信頼性を吟味し、客観的、総合的に分析するよう努める。なお、周辺の児童生徒からの聴き取りに際しては、心情に十分配慮する観点から専門家との連携のもと実施する。
- 客観的な事実関係の調査は迅速に進める必要があり、それらの事実の影響についての分析評価は、専門的知識及び経験を有する者の援助が必要である。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自死は、連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自死報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供及び報告

① 児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、当該児童生徒以外の児童生徒及びその保護者に対して、適切な時期に情報提供と事態の説明をする。その際、不安を除去することを最優先に対応し、今後の学校又は教育委員会の対応や、家庭との連携について伝える。

② 調査結果の報告

教育委員会→市長

教育委員会が市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒やその保護者は、所見書により教育委員会の調査結果報告に付して市長に意見を申し出ることができる。

2 松江市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(6)-②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(2) 再調査を行う附属機関の設置

再調査を実施する附属機関として、「松江市いじめ問題調査委員会」を設置する。当該委員会は、専門的知識及び経験を有し、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を市長が任命することにより、その公平性・中立性を確保する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会の対応

教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者として積極的な支援を検討する必要がある。例えば、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(2) 留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(3) 教育委員会から国への報告

国が重大事態への対応改善の仕組みを強化し、重大事態の分析を全国的な対策へつなげる好循環を構築するため、重大事態の認定時、調査着手時、調査終了後（再調査も同様）に、島根県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

それらは、文部科学省からこども家庭庁（いじめ調査アドバイザー）に情報共有され、必要な助言や支援が行われることとなっている。

4 重大事態対応のフロー図

【学校】

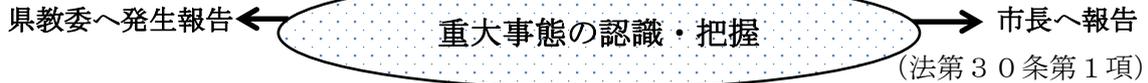


学校いじめ防止対策委員会による対応 (法第22条)

※児童生徒や保護者からの訴え

【教育委員会】

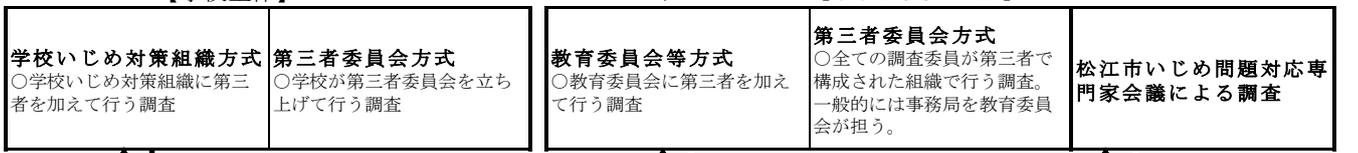
教育委員会への報告 (法第23条2項)



教育委員会が調査主体の判断・指示

【学校主体】

【教育委員会主体】

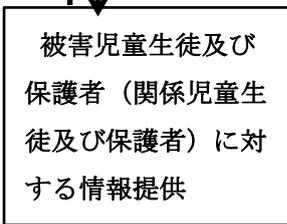


県教委へ調査開始報告



(法第14条第3項)

(法第28条第1項)



(法第28条第2項)

調査結果提供

所見書提出

調査結果を教育委員会に報告 (重大事態の最終確認)

調査結果を市長に報告

(法第30条第1項)

県教委へ調査結果報告

【市長】

再調査の指示

(市長が必要と認めた場合)

松江市いじめ問題調査委員会による再調査

→ 県教委へ再調査開始報告

※市長の附属機関 (調査機関)

(法第30条第2項)

国への報告

- ・ 県教委は文科省に報告する
- ・ 文科省はこども家庭庁と情報共有する
- ・ 文科省、こども家庭庁が県教委に助言等を行う

市長

教育委員会へ連絡

※再発防止等の指示

県教委へ調査結果報告

市議会への報告

(法第30条第3項)

令和6年度 松江市におけるいじめの認知状況について

<松江市におけるいじめ問題の現状>

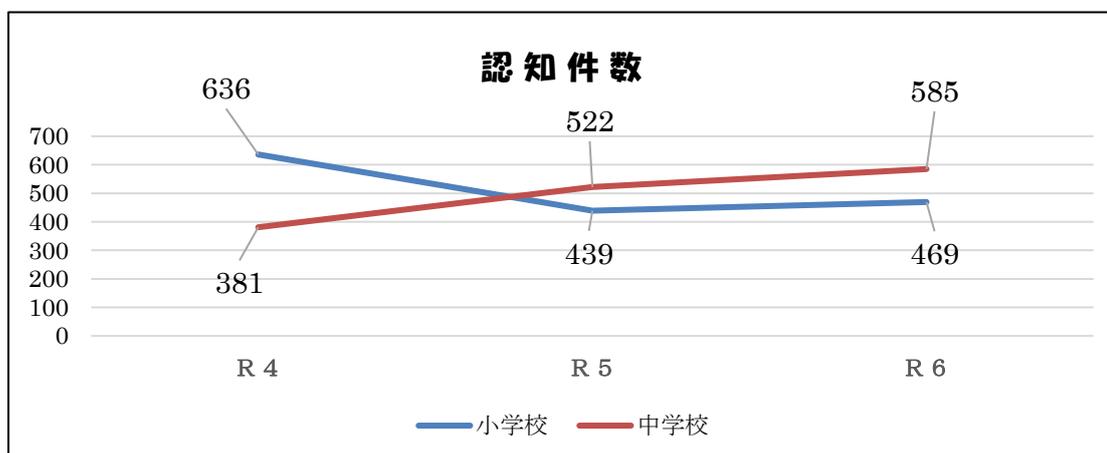
松江市におけるいじめ問題の現状については、松江市が独自の取組として行っている「いじめに関する報告書」の集計結果による。

【本調査における注意点】

本調査は、各学校で認知したすべてのいじめについて報告を求め、対応状況等を把握する調査である。本調査における認知件数とは、被害児童生徒の総数で、その数は延べ人数となっている。（例：同一の児童生徒が2回のいじめ被害を受ければ、認知件数を2件としている。）

※文部科学省の調査では、いじめの認知件数を被害児童生徒の実人数としている。（例：同一の児童生徒が2回のいじめ被害を受ければ、認知件数は1件となる。）

(1) 松江市における小・中学校別いじめ認知件数の推移（R4年度～R6年度）



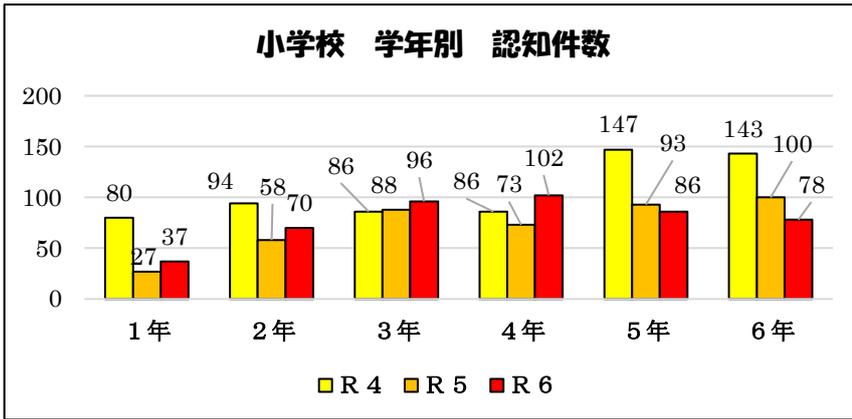
POINT

小学校及び中学校ともに、令和6年度はいじめの認知件数は、多少の増加はあるが前年度とあまり変わらず推移した。全体として、令和6年度も些細なトラブルもいじめとして認知し、各学校が適切な対応を行った結果と捉えている。しかし、学校によっていじめの認知件数に差異が見られたため、引き続きいじめ事案への適切な初期対応や組織対応を踏まえた、積極的ないじめの認知を促進して行く必要があると考える。

なお、令和6年度はいじめの認知件数が0件の学校があった。平成30年の総務省からの勧告により、校内でのいじめの認知について見落としがなかったか、いじめの対応は適切であったか等を検証し、校内でのいじめの対応の見直し等を行うよう指導助言している。

(2) 小・中学校の学年別いじめ認知件数（R4～R6年度）

POINT

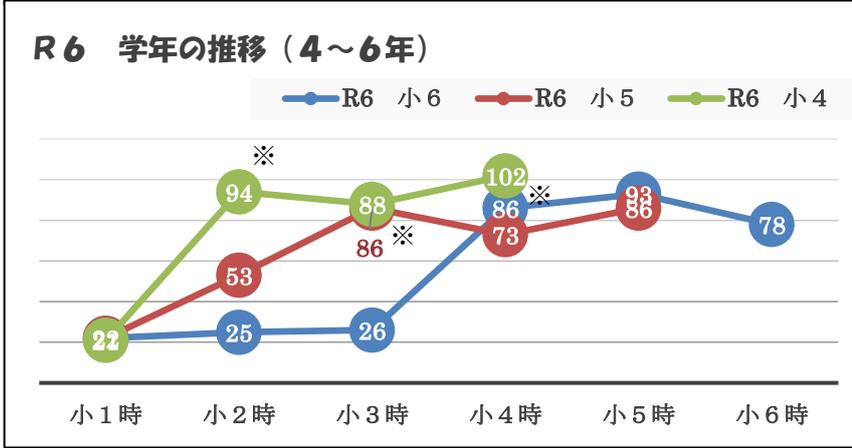


○「学年別 認知件数」

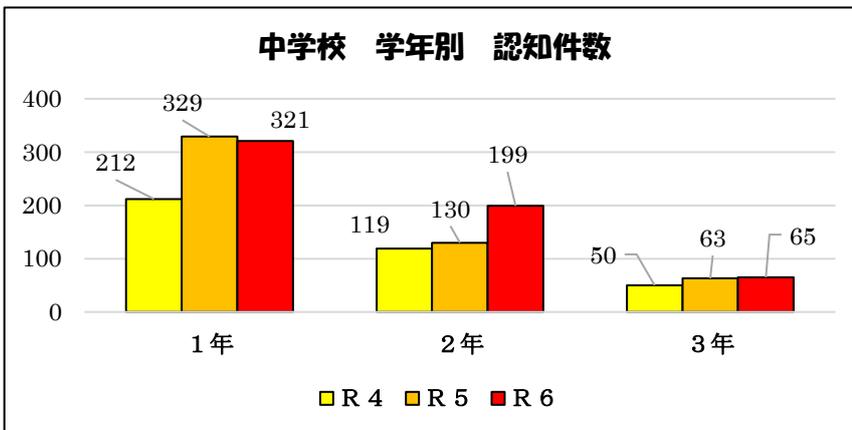
小学校では、これまで認知件数が多い傾向にあった5、6年生がR6は減少している。しかし、中学年の認知件数は全体的に多く、特に4年生でトラブルが多いことがうかがえる。発達段階に応じた丁寧ないじめの対応が重要であると考えられる。

○「学年の推移」

R6の4～6年について、学年ごとのいじめ件数の推移を表した。小4では2年時、小5では3年時、小6では4年時に認知件数が大きく増加している。これはいずれもR4の件数で、コロナによる制限が解除され、通常の学校生活の中で人とかかわりが増え、トラブルが増加したと考えられる。（※はR4の件数）



POINT

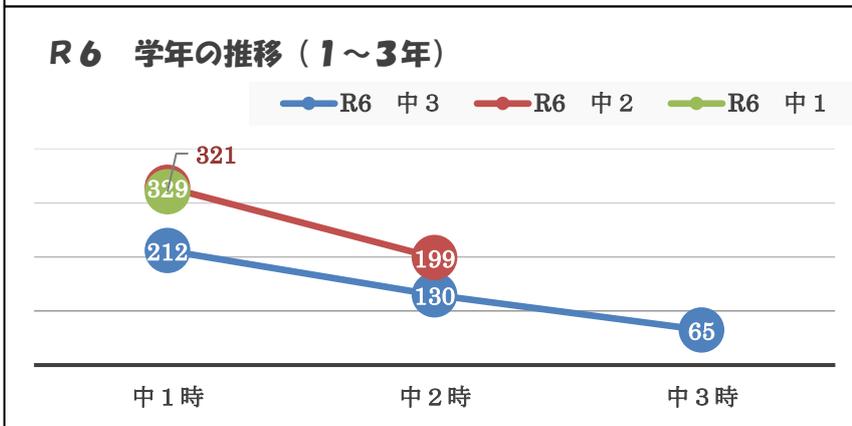


○「学年別 認知件数」

中学校では、例年と同様に、1年生の認知件数が多い。不安定さのある1年生に対し、学校がちょっとしたトラブルにも細やかに対応している表れと捉えている。R6では2年生の認知件数が増加しており、1年から2年にかけての継続した丁寧な対応が必要となっていると考えられる。

○「学年の推移」

R6の2～3年について、学年ごとのいじめ件数の推移を表した。件数の増減はあるものの、学年が進むにつれて認知件数が減少する傾向にある。発達段階もあるが、1、2年時の対応が3年時の集団生活の安定につながっていると考えられる。

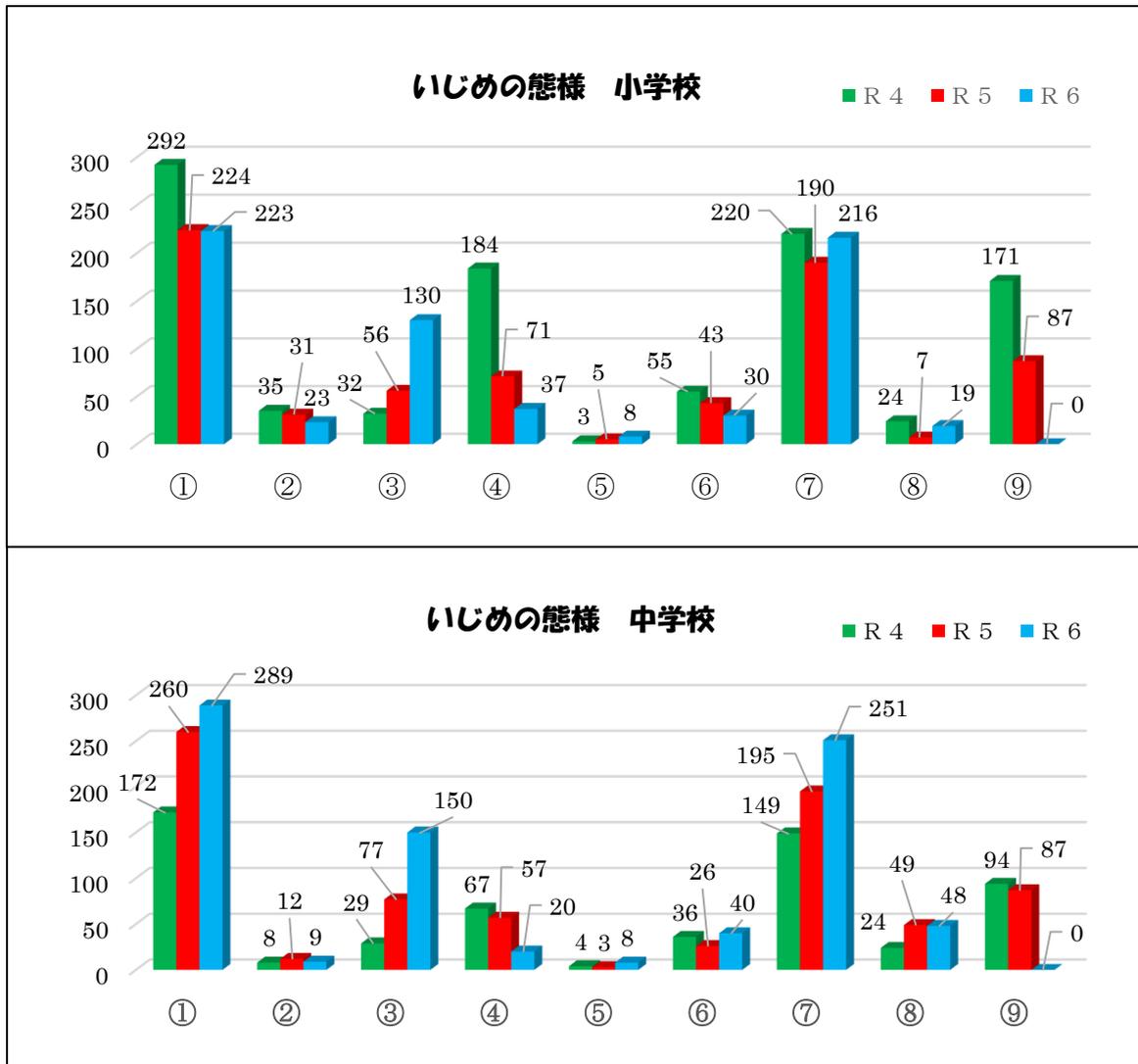


R5の小6の認知件数は100件で、R6の中1は321件であった。小学校から中学校にかけての認知件数の増加は、人間関係の基盤となる集団が大きく変わることが理由として考えられる。また、いじめの認知の捉えについて、校区内の小中学校で情報共有するなど、連携することも大切であると考えられる。

(3) いじめの態様 (R4～R6年度) [複数回答]

態様の項目

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ⑨ その他



POINT

小、中学校共に、①「冷やかしやからかい…」といった、言葉での嫌がらせが多い。また、⑦「いやなことをされる…」といった、行為による嫌がらせも多い。⑦の具体的な内容として、トイレをのぞく、嫌なことの強要、タックルや首を絞めるなどの危険な行為もあった。①、⑦は遊びがエスカレートするケースや加害者の軽率な行動や判断不足が原因となっている場合が多い。学校は些細なトラブルも積極的にいじめとして認知していると考えられる。

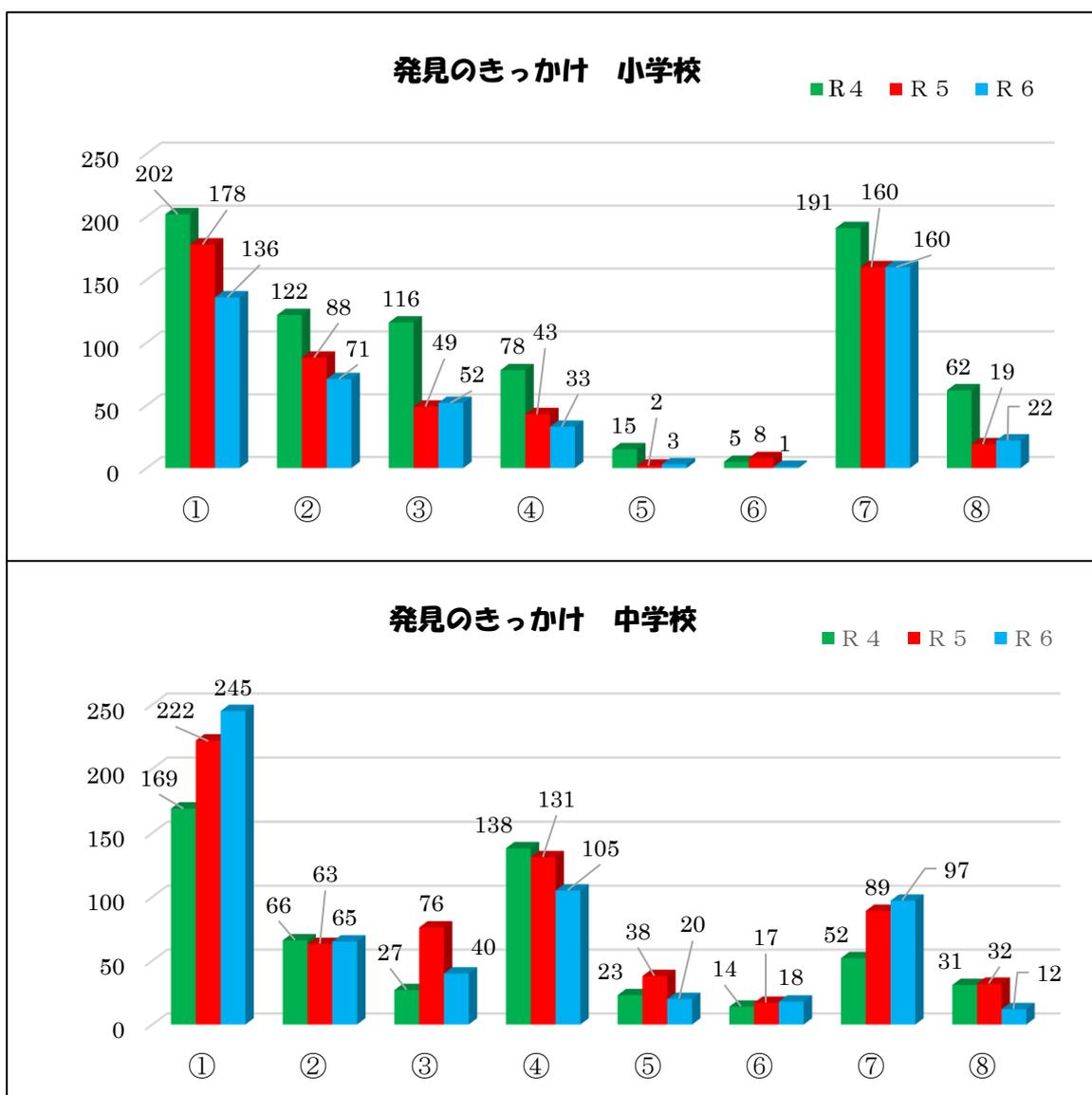
令和6年度では、④の暴力行為の件数が減少し、③の件数が大きく増加している。これは令和5年度に再確認した④の暴力行為の捉えが各学校で浸透し、軽微な暴力行為の③または⑦に推移したと考えている。

SNSに関わる事案は増加しているが、昨年度に比べ小学校で特に増加している。SNS上での不適切なやりとりや画像等の掲載、拡散により、その後の対応が困難な場合もあるが、学校いじめ防止基本方針等にSNSに関わる事案の対応を掲載するなどして適切に対応する学校が増加したこともあり、素早い対応で事態が収束したケースが多い。

(4) いじめ発見のきっかけ (R4～R6年度) [複数回答]

発見のきっかけの項目

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① いじめられた児童生徒からの訴え | ⑤ 養護教諭からの情報 |
| ② 他の児相生徒からの情報 | ⑥ アンケート調査等により発見 |
| ③ 担任が発見 | ⑦ 当該児童生徒の保護者からの情報 |
| ④ 担任以外の職員からの情報 | ⑧ その他 |



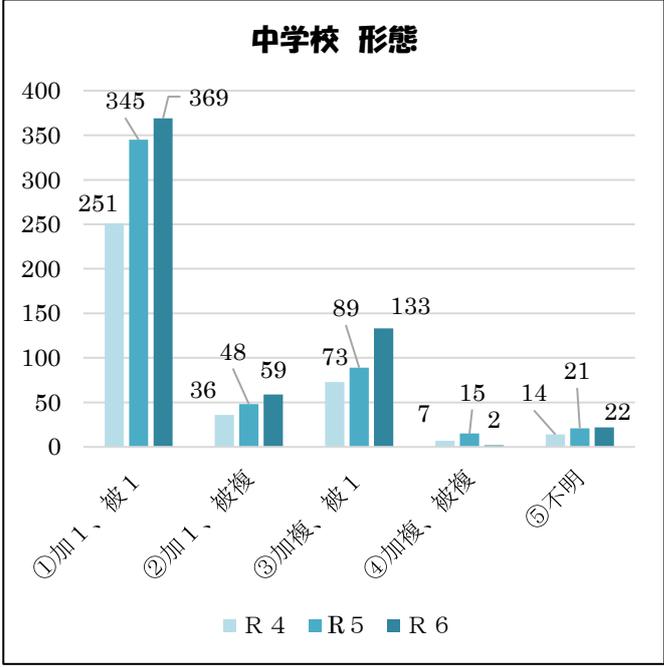
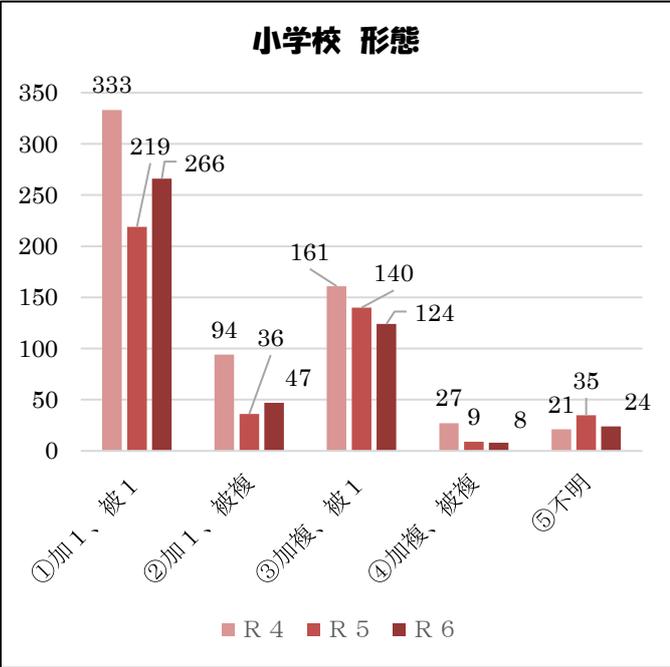
POINT

令和6年度は、小学校でいじめられた児童の保護者からの訴えにより発見した事案が最も多かった。担任とのつながりの中で保護者は相談しやすい環境にあると考えられる。一方で、児童自らが教員に相談しやすい環境を整えるために、教育相談やアンケートの活用などを工夫し、各学校の教育相談体制をさらに強化する取組を促進したいと考える。

中学校では、いじめられた生徒に次いで、担任以外の職員からの情報が多い。中学校では、担任以外の職員が生徒と関わる時間が多く、教科担任に訴えがあったり、教科担任が実際に現場を発見したりすることが多いためであると考えられる。また、小学校と異なり、生徒自身が教員に相談できる環境があり、学校は発達段階に応じたスムーズな相談体制を整えている傾向にあると考えている。

⑧「その他」については、他の児童生徒の保護者や社会体育や児童クラブの職員からの情報が発見のきっかけになることがあった。

(5) いじめの形態 (R4～R6年度)



POINT

小・中学校共に「加害児童生徒が一人、被害児童生徒が一人」が最も多い。1対1のけんかの場合、双方向のいじめとして認知される場合が多く、①の形態が増える傾向にある。また、加害不明の事案の中には、被害側が加害への対応を求めないことで加害側へ聴き取り等の対応ができないケースなどが含まれている。そのようなケースに対し、学校は継続した見守りを行っている。

松江市いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月策定

令和 7 年度版

松江市 教育委員会（生徒指導推進室）

総務部 総務課

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

TEL 代 表 0852-55-5555

生徒指導推進室 0852-55-5652

総務課 0852-55-5114

ホームページ <https://www.city.matsue.lg.jp>